

令和 8 年度下期  
新潟県立精神医療センター L S A 重油売買（単価）契約書（案）

- 1 物 品 の 名 称     L S A 重油
- 2 物 品 の 規 格     J I S   第 1 種 1 号相当
- 3 契 約 単 位 数 量     1    $\frac{\text{リットル}}{\text{トン}}$      （需要見込数量 2 2 2 k  $\frac{\text{リットル}}{\text{トン}}$ ）
- 4 契 約 金 額     単価   ¥                      （消費税別途）
- 5 契 約 保 証 金             契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。  
ただし規程第 186 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除する。
- 6 納 入 場 所     新潟県立精神医療センター（長岡市寿 2 丁目 4 番 1 号）
- 7 納 入 期 限             契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間で甲が発注の都度指定する日   但し、甲乙協議により変更可とする。
- 8 発 注 方 法             甲は、この契約に定める物品を買入れようとするときは、乙に対して数量及び納入期限等を通知して発注するものとする。この場合、甲が急を要するときは、乙は営業時間外であっても拒否することができないものとする。
- 9 そ の 他             ー

上記物品の売買に関して、買主 新潟県立精神医療センターを甲とし、売主     を乙として、上記条件のほか別記契約条項によって契約を締結し、この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和    年    月    日

新潟県長岡市寿 2 丁目 4 番 1 号  
甲     新潟県立精神医療センター  
院 長   細 木 俊 宏   印

乙

⑧

## 別 記

### （納品及び検査等）

- 第1条** 乙は、この契約に定める物品（以下「目的物」という。）を納入しようとするときは、甲に通知して検査を受けなければならない。
- 2** 検査のため納入された目的物を損耗したとき又は検査に当たり経費を要するときは、その費用は乙の負担とする。ただし、費用を要する原因が甲の責めによるものであるときは、甲の負担とする。
- 3** 検査の結果不合格となった場合は、乙の自己負担でその目的物を引き取ると共に、甲から代品の納入を指示されたときは、速やかに代品を納入して前2項の定めに従って甲の検査を受けなければならない。
- 4** 甲は、検査に合格したと認めたときは、その旨を乙に通知し、乙は目的物を甲に引き渡すものとし、所有権は引き渡したときに乙から甲に移転するものとする。

### （代金の支払）

- 第2条** 乙は、1か月毎にその月に甲に引き渡した目的物の数量を取りまとめ、これに消費税分（円未満四捨五入）を加算した額をその翌月以降において甲に対し、甲の指示する書式の請求書によりその代金の支払を請求する。
- 2** 甲は、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に甲の定める方法により代金を支払うものとする。

### （債権債務の譲渡等）

- 第3条** 乙は、この契約によって生じる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は債権債務に関する業務を第三者に委任してはならない。
- ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

### （危険負担）

- 第4条** 目的物の引き渡し前に生じた損害その他目的物の売買に関して損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、甲の負担とする。

### （かし担保責任）

- 第5条** 甲は、目的物の引き渡しを受けた後1年以内に、その引き渡し前における原因により品質不良、量目不良その他のかしが生じたときは、乙に対し代品の納入、かしの補修又は代金の減額を請求することができるものとし、乙はこれを拒むことができない。なお、この場合においても甲は損害賠償の請求をすることができる。

### （履行遅滞の責任）

- 第6条** 乙は、納入期限までに目的物を納入することができない場合で、甲が納入期限経過後の納入を認めたときは、遅延日数1日につき遅滞数量に対する代金相当額の1,000分の1の割合で計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

### (解除権)

**第7条** 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、将来に向かって契約を解除することができる。

- (1) 納入期限までに目的物を納入することができない状態を繰り返したとき
- (2) 契約に違反したことその他不誠実な行為をしたとき
- (3) 目的物にかしを生じたことが2回以上となったとき
- (4) 契約の履行能力を喪失したとき
- (5) 契約の解除を申し出たとき
- (6) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (8) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき
- (9) その役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (10) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき
- (11) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第6号から第10号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (12) 乙が、第6号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材もしくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

2 甲は、前項に定める場合のほか、目的物を必要としなくなった場合その他この契約を継続することが困難となった事由がある場合は、将来に向かって契約を解除することができる。

### (単価の変更)

**第8条** 甲と乙とは、契約単価については市況の高騰若しくは下落により著しく不合理であると認められる場合は、甲乙協議して変更するものとする。

### (契約以外の事項等)

**第9条** この契約に定めのない事項及び契約について疑義を生じたときは、甲乙協議により定める。この場合に協議が整わないときは、甲の定めるところによる。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙はこの契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

#### (事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。